平成 26 年度

排煙高発泡車仕様書

（北消防署長浦出張所）

横須賀市消防局

第1 総 則

1. この仕様書は、横須賀市(以下「本市」という。)が購入し、北消防署長浦出張所に配置する排煙高発泡車(以下「本車両」という。)について必要な事項を定める。不明な点は本市へ確認し、十分熟知の上契約するものとする。契約後に生じた疑義は、本市の解釈に従うものとする。

2. 本車両は、「緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱」(平成 18 年 4 月 1 日消防消第 49 号)、「道路運送車両法」(昭和 26 年 6 月 1 日法律第 185 号)など関係法令の規程のほか、本仕様書及び承認図書等に適合するものであり、緊急自動車としての承認が得られるもの。

3. 本車両は、本仕様書に定める仕様を満足するとともに、第 15 の検査要領に定める検査に合格すること。また品質保持ならびに環境配慮から、環境マネジメントシステム取得工場にて製造すること。

4. 本車両は、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満たし、製造工場については ISO9001 を構築していること。

5. 契約・仕様打合せ

受注者は、契約締結後1ヶ月以内に仕様内容等について本市と打合せを行い、打合せ終了後1週間以内にその打合せ内容の確認書を提出すること。

6. 提出書類

受注者は契約後5日以内に次にあげる書類を本市へ提出すること。

(1) 契約内訳書

(2) 制作工程(予定)表

7. 承認図書

上記 4 の確認書を提出後 1 か月以内に次に掲げる図書等一式 2 部を製本,し、本市に提出し承認を受ける。

(1) 製本(A4版ファイル、目次・インデックス付) 2 部

ア. 確認書

イ. 製作工程表

ウ. 諸元明細表

エ. 製作図等

(2) 電子媒体(一つの電子媒体に記録) 1部

ア. シャシ 4 面図

イ. シャシ改造予定図

ウ. ぎ装外観図

エ. ぎ装骨組図

オ. 高発泡装置関係図

カ. 動力伝達装置関係図

キ. 配管関係図

ク. 薬液槽構造図

ケ. 取付け品関係図

コ.　引出し装置関係図

サ.　オルタネータ性能曲線表

シ.　キャブ改造図

ス.　PTO 構造図

セ.　配線系統図(消費電力一覧表)

ソ.　使用材料(材質)一覧表

タ.　重量概算表(骨組、側板、取付け品、積載品を含む)

チ.　その他本市の指定するもの

(3)　車両納車時の完成図書として、製本を 2 部、電子媒体1部を本市へ提出する。

下記ケについては、本市提出分のみに編纂する。

ア.　第 1 総則 6-(1)イを除く全ての該当図面等(完成車)

イ.　外注一覧表(外注企業等の所在地く電話番号等)

ウ.　キャブ改造図(装備品取付け詳細図含む)

エ.　改造自動車等審査結果通知書(写)

オ.　検定証又は鑑定証(写)

カ.　鑑定試験成績表

キ.　アフターサービス体制一覧表

ク.　取扱説明書(装備品・シャシ取付け品)

ケ.　シャシ及びぎ装製作行程写真(行程説明付)

コ.　配線系統図(シャシぎ装関係)

サ.　消防用シャシ諸元明細表

(4)　その他の提出図書等

ア.　取扱い説明書(完成図書分以外)

イ.　整備用要領書(完成図書分以外)

上記(1)(2)の部数については、別途指示する。

ウ.　シャシ取扱説明書及びメンテナンスノート(車両台数分+1)

エ.　国家検定書(写)及び鑑定書(写)各 2 部

オ.　納品書 2 部

カ.　写真

完成登録後の完成車全体(前後左右、及びぎ装状況の概略が確認できるもので各部の名称説明入り)

キ.　完成後全装備をした車両重量実測証明書、転覆角度実測証明書

ク.　その他本市で指定するもの

7.　費用負担等

以下に関する費用の一切は、受注者が負担する。

(1)　車両の回送等に関する費用

(2)　各種検査、新規登録に係る費用(自動車重量税、自動車損害賠償責任保険、リサイクル料金を除く。)

(3)　本車両の設計・製作に係る諸経費

（4）　取扱い、技術指導に関する費用

（5）　車両、資機材の燃料(満量)に関する費用

8.　技術指導

本市の指定する場所及び日時に、当該車両の各部操作に習熟する技術指導を行う。

9. 新車点検

納車後、2 回以上(1 か月又は 1,000km 及び 3 か月又は 5,000km)点検を無償で行う。

特に高発泡装置関係については、メーカーが責任を持ち納車から1年間は6か月ごとに巡回点検を実施する。

10. 納車後の対応

納車後 1 年以内に限り、使用取扱上において生じた不都合箇所等については、本市と内容を協議のうえ、改善等を実施する。

11. 修理等の対応

完成車の納入後における本車両の故障等への対応は次による。

（1）緊急連絡先、連絡方法等を定め、車両納車時に文書を提出する。年末年始、祝休日等におけるサービス体制を本市に提出する。

（2）修理するための入工、完成車の引取りは 6 時間以内で対応とする。

（3）上記(1)～(2)に定めるほか、緊急自動車としての運行を十分考慮した修理体制を長期(20 年)にわたり継続する。

（4）納車後 1 年以内において、明らかに受注者の瑕疵による不具合が認められた場合は、請負者の責任において改善する。

第2 納　入

1　納入場所

横須賀市消防局　久里浜整備場(久里浜7－1－10)

2　納入期限

平成 27 年 3 月 13 日(金)

第3　登録手続き等

車両の新規登録及び廃車登録に関する一切の経費については受注者が負担する。ただし本車両にかかる自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル法にかかわる経費は本市が負担する。

第4　廃棄・解体処分

受注者は下記のとおり、廃車車両及び別表 1～2 に記載する車両取付け品等と同等のものを廃棄・解体処分するか、または、解体処分の過程の本市が必要とする作業を実施すること。

ただし、本市の理由により解体処分が必要ないと判断した場合にはこの限りではない。

1　解体処分方法

（1）車両関係

ア. 緊急自動車として再利用、再登録できない状態にすること。

イ. 全ての赤色警光灯類(サイレンアンプも含む)を取り外し、再利用ができない状態にすること。

ウ. 記入文字の全てを完全に消すこと(色付スプレー等で塗装処理は不可)。

エ. その他本市が指示する必要事項。

オ. 上記アからエの作業実施後の4面カラー写真及び神奈川運輸支局長が発行する解体が行われたことの証明書(登録事項等証明書等)を提出すること。

(2) 装備品関係

ア. 転売及び再利用ができないよう、適正に処分すること。

イ. その他本市が指示する必要事項。

2　廃棄予定車両

廃棄車両の概要は下記のとおりとし、車検証の写しが必要な場合は、下記担当者まで連絡すること。なお、他車両の状況等により廃車車両が変更になる場合は、速やかに受注者へ通知する。

(1) 車体の形状　消防車(344 号)
(2) 車　　名　消防車
(3) 型　　式　KC-FF1JKBA 改
(4) 初年度登録　平成8年3月
(5) 車検有効期間　平成 26 年3月 24 日
(6) 車両重量　9,260 kg
(7) 車両総重量　9,945 kg
(8) 定　　員　7人

第5 車　両

この仕様書に明記されていないものは、標準仕様とする。

1. 形状　5,500kg 以上のダブルキャブ型消防シャシ　キャブチルト装置付
2. エンジン型式　4 サイクルディーゼルエンジン(出力 160kw 以上)
3. 排出ガス基準最新排出ガス規制適合車
4. 駆動方式後二輪駆動　AT ミッション
5. 乗車定員 6 名
6. 燃料タンク容量 100 ㍑以上(純正品・タンクキャップ鍵なし)
7. バッテリー12Ｖ-130F51 以上×2 個
8. 発電機出力 1,920W 以上
9. タイヤ車両荷重に見合った全天候型ラジアルタイヤ
10. 完成車諸元
    (1) 全長 8,000mm 以下
    (2) 全幅 2,400mm 以下
    (3) 全高 3,300mm 以下
    (4) ホイールベース 4,000mm 以上

（5） 車両総重量 10,000kg 未満(新規登録時)

11. 高発泡排煙装置

（1）　発泡性能

ア. 混合方式ラインプロポーショナー方式

イ. 混合液吐出量約 400 ㍑/min 以上

ウ. スプレーヘッド元圧約 0.1MPa

エ. 発泡倍率 500 倍以上

オ. 泡吐出量 200 ㎥/min 以上

カ. 発泡形式先端発泡器

（2） 送風性能

ア. 最大送風量　　　約 1,000 ㎥/min 以上

イ. 最大回転数　　　約 2,100rpm/min 以下

ウ. 駆動方式　　　　ベルト駆動

（3） 連続運転性能

ア. 運転条件

（ア） エンジン回転数　　定格回転数以下

（イ） 運転時間　　　　60 分以上

イ. 性能

PTO 潤滑油温度が 100℃未満

（4） 薬液槽容量

300 リットル(150 リットル×2 槽)以上

第6 一般仕様

1. 車両は、堅ろうにして長期の使用に十分耐え得るものとする。
2. 使用取扱い上の安全性及び操作性を十分考慮した構造とする。
3. 清掃、点検、調整及び修理が容易に行える構造とする。
4. 乗車時の居住性及び乗降時の安全性を十分考慮した構造とする。
5. 座面と天井の間隔は 1m 以上を確保する。
6. キャブ内の天井は、一体成型若しくは、吊り天井とする。
7. 窓は全て上下開閉式とする。
8. 次のものを装備する。

（1） エアーコンディショナー

（2） パワーステアリング

（3） パワーウインド

（4） エアバッグ付

（5） 電動格納式ミラーアーム(左側)及び助手席用サイドミラー

（6） 各座席のシートベルト

（7） 電動油圧式等のキャブチルト装置及びチルトバー

（8） エンジン回転計、アワーメーター、油温計及び電圧計

（9） CD プレーヤー、AM/FM ラジオ及び時計
（10） サンバイザー及びサイドバイザー(各ドア)
（11） フォグランプ及び後退灯 2 個(後退警報器含む)
（12） オイルパンヒーター(コンセント及びコード含む)
（13） マッド＆スノータイヤ 6 本
（14） 予備タイヤ 1 本(純正ホイール付)
（15） バックアイカメラ(保護枠付)及びモニター
（16） 集中ドアロック機能
（17） 反射板(両側面、後方)

第7 特別仕様

1. バッテリーメインスイッチ

スターターキーがロックの位置では、無線電源、AVM 電源及びメモリー電源を除き電装品の回路を全て遮断する。(ぎ装部の電装品含む。)

2. 後席用ヒーター

（1） 後部座席専用ヒーター及び専用スイッチを設ける。
（2） 吹出し部には、蹴込み保護等を施す。

3. GPSナビゲーションシステム(ドライブレコーダー機能付きＣＮ－ＧＰ７３７ＶＤ)

⑴ 当該品取扱メーカーが推奨する予備(MSD メモリカード８GB)2 枚を付属する。
⑵ 詳細については別途調整する。

4. ボンディングアース

車体の電位差を無くすため、必要に応じて施工する。

第8 使用材料、部品規格

1. 使用材料

（1） 使用する材料は、すべて日本工業規格、その他関係法令等の規定に基づき精選された耐久性に富むものを使用する。
（2） アルミ製縞板は統一した模様とし、表面処理する。
（3） 合成樹脂製品は、難燃性のものを使用する。
（4） ゴム製品は、耐油性の合成ゴムを使用する。
（5） ビス類は、耐食性を有するステンレス製又は同等の性能を有するものを使用する。

2. 材質

（1）	車両枠骨	一般構造用圧延鋼材
（2）	車体側板枠骨	一般構造用圧延鋼材
（3）	蝶番・手すり	ステンレス鋼(SUS304)
（4）	フェンダー等保護板	アルミ縞板
（5）	ステップ	アルミ縞板
（6）	ルーフデッキ	アルミ縞板
（7）	すのこ板	木製若しくは樹脂製

（8）　中継配管　　　　　　　ねずみ鋳鉄、配管用炭素鋼鋼管もしくはステンレス配管
（9）　吐出配管　　　　　　　ステンレス配管(SUS316)
（10）　薬液配管(ドレン含む）　ステンレス配管(SUS316)
（11）　計器板　　　　　　　　ステンレス板(SUS304)
（12）　薬液槽　　　　　　　　ステンレス板(SUS316)

3. 構造

（1）　骨組

ア．車体の骨組は自立構造とし、側板及び腰板等の荷重が軽減できるよう、軽量化に努める。

イ．フレームへの固定は、シャシメーカーの指示書等に従い、既存材料の強度を損なうことのないようにする。

（2）　外板

ア．外板の厚さは次による。

（ア）側板(エプロン部含む。)1.6mm 以上
（イ）フェンダー1.0mm 以上
（ウ）仕切板及び床板 1.6mm 以上
（エ）ステップ及びルーフデッキ 3.2mm 以上

イ．ステップの外縁は、折曲げ加工を施す。

（3）　ステップには、水抜き穴を適宜開ける。

（4）　ボックス及びシャッター

ア．ボディーの両側面は、原則としてアルミ製シャッターとする。

イ．ボックスは可能な限り大型に作り、上下仕切り棚を設け、高さ調整可能な構造とする。（用途が定まっているボックスを除く。）

ウ．シャッター巻取部が、収納部の開口寸法に影響を与えない構造とし、シャッター塗装部が収納物によって損傷しない措置を講じる。

エ．ボックス等は収容物を固定する金具、バンド等を設ける。

オ．雨水等が侵入しないように施工し、合わせ目は縁ゴム等による防水防塵を高め、蝶番は堅ろうなステンレス製品を使用する。

カ．底面四隅には水抜き穴を設ける。排水が車両の他の部位にかかる場合は、水抜き穴にビニルパイプを接続し、ボディー下部まで延長する。

キ．ボックス内部は、強度を有するすのこ板(木製はニス 2 回塗り)又は同等の機能を有すものを敷く。

ク．引き出し装置等を採用する場合は、ストッパー及びロックを設ける。

ケ．各ボックスの扉は、必要に応じて二重張若しくはアングル材により剛性を持たせる。

コ．扉は片手で開閉できる取手を設置し、確実な開閉機能を持つものを使用する。

サ．ボディー下部のボックス及び後輪タイヤハウスは、引き倒し開閉型のステップ兼用扉とし、扉裏面にアルミ縞板を貼り、扉の角及び外縁は、危害防止措置を講ずる。

シ．横開きの扉は、全て車両後方側から開口するようにし、開けた扉が車両と接触する場合は、緩衝用のゴム等を取付ける。

ス．　指定するボックス上面はアルミ縞板張とし、外縁を折曲げ切断面は角が立たないように加工する。

セ．　原則としてすべての扉にステンレス鋼の丸落としタイプのロックを取付ける。

ソ．　ボックス内部(シャッター内含む。)に重量に十分絶えられる木箱若しくは同等の収納箱を適宜設ける。箱には必要に応じ取手等を設ける。

タ．　ボックス等は雨水等の侵入しない位置に換気口を設ける。

チ．　シャッター取手は、バーリフトタイプ可とする。

(5)　点検口

必要な箇所に点検口を設ける。（点検が容易にできる場合は除く。）

(6)　燃料タンク

ア．　容量 100 ﾘｯﾄﾙ以上とし燃料タンクの注入口は、給油操作に考慮し、より車両下部位置とする。

イ．　給油口付近に『軽油』と表示する。

ウ．　タンク下部が露出している場合は、金属製保護板を取り付ける。

(7)　排気管

排気管は各部分と適切な間隔を保ち、必要な場合は確実な防熱措置を施し、排気口は路面と接触しない位置に配置する。

(8)　各種付属品等の固定

ア　付属品等の取付金具は、操作が容易で確実に固定できるものを使用する。

イ　ロックピン、固定ネジ等は、脱落防止チェーン等をつける。

(9)　収納式ステップ

ア．　収納部又は操作部の上端部の高さが、タイヤ接地面から1,800 ㎜以上にある箇所にはステップを設置する。

イ．　ステップは充分な強度を有し、操作性良好なもの。

ウ．　ストッパー及びロックを取付ける。

エ．　ボディー下部への突出は極力少ないものとする。

第9 ぎ装

1. けん引フック(スプリングロック付、前 1 個)

牽引作業時にロープ等がボディーに干渉しない位置に取り付ける。

2. 後部席乗降ステップ(左右各 1 個)

(1)　良好に乗降できるアルミ製のステップを設置する。

(2)　後部隊員席への乗降性を向上させるため、ステップ幅は全幅に合わせ可能な限り広くし、キャブステップの下に設ける。

(3)　最低地上高を確保する。

(4)　全装備した消防隊員が乗降に耐える強度を有する。

(5)　滑り止めを施す。

3. 手摺

次の箇所に手摺を設置する。

（1） 運転席及び助手席入口部(2 か所)
（2） 後部両側乗車入口部(2 か所)
（3） フロントグリル上部(2 か所)
（4） フロントウインドウ上部(2 か所)
（5） 前席と後席の間
堅固なものとし、握り部には衝撃吸収材を施す。
（6） その他、ボックス付近の必要となる箇所

4. アルミ保護被覆、縞板
塗装部分に損傷の恐れのある箇所及び本市で指示する部分に取り付ける。
とくにフロントバンパーの上部をアルミ縞鋼板で保護し、各乗降口(ドア下部)をアルミ縞板等で保護することとする。

5. 作戦図面入れ等
上部から出し入れ可能な鋼製の物入れを前席中央に、作戦図面入れを運転席後部にそれぞれ設置し、パイプにS環 8 個を設置する。詳細については別途調整する。

6. 携帯無線機収納箱等
内側はフェルト又はゴム等で覆った収納箱を 2 個装備する。

7. 帽子掛用フック 6 か所

8. 空気呼吸器取付装置 3 基
（1） フック等により、本市の保有する8リットルボンベを含む空気呼吸器本体を固定でき、簡便な操作で迅速に脱着できる構造とする。
（2） 後部座席の後方側に設置する。
（3） ワンタッチ式空気呼吸器取付装置は、MORITA BAB-200 クイックホルダーと同等品以上とし、異なったボンベサイズに柔軟に対応出来るよう、アームの開き角度に調整幅をもった構造とする。
（4） 呼吸器の脱着操作に際し、干渉する部位については、適宜保護措置を施す。
（5） その他の詳細については、別途調整する。

9. バッテリーケーブル及びボックス
（1） バッテリーは引出し式とし、電源ケーブルは必要十分な長さ及び容量のものとする。
（2） 各端子には絶縁用端子カバーを装備する。
（3） バッテリーボックス内部は、必要に応じて耐酸物質での被覆又は塗装とする。
（4） 密閉型のボックスには適切な換気口を設ける。
（5） 引出し装置には、ストッパーを設ける。
（6） バッテリーの出し入れに際し、電源コードが極端に屈曲しない構造とする。

10. 発動発電機等収納部
発動発電機を収納し、各機材の固定又は脱着が容易にできる受け金具及びベルト等を設ける。

11. ホースボックス
（1） 設置位置は、別途調整する。
（2） 収納容量は、65 ㎜×20m ホースが 5 本入る大きさとする。

12. 送泡送風管等収納ボックス

送泡送風管ごとに収納袋に入れ収納する。

（1） 第一風管φ1.0m×φ0.9m×5m 1本

（2） 送泡送風管φ0.9m×5m 5本

（3） 先端高発泡器及び可搬式送風機

（4） 設置位置は、別途調整する。

13. 資機材収納ボックス

次の箇所は資機材収納ボックスとする。

（1） 車両両側面収納スペース

（2） ルーフデッキ上部

（3） その他、詳細は別途調整する。

14. ルーフデッキ

（1） ルーフデッキ上部は、厚さ 3.2mm 以上のアルミ縞板を貼り平坦にする。アルミ縞板には蓋を設け、下部は収納庫とする。

（2） ルーフデッキ上に、資機材をロープ等で固定するための丸環等を堅固に設置する。

（3） 送泡送風管を車両側面のボックスだけで足りない場合は、ルーフにボックスを設ける。

（4） その他、詳細は別途調整する。

15. 昇降用はしご等'

ルーフデッキ昇降用はしごを、ぎ装部前後に取付ける。位置については別途調整する。

16. 計器配管

振動対策をとるとともに、各装置の点検に支障とならないように施工する。

17. 冷却配管

銅配管(同等品可)を使用し、冷却水取出口から施工する。

18. 中継口

中継口は呼称 65mm とし、車両両側に設け先端はストレーナー付ボールコックとする。

19. 混合液吐出口

混合液吐出口は呼称 65mm とし、車両片側(運転席側)に設け先端はボールコックとする。

20. はしご架台(電動、手動どちらでも可)

（1） 昇降装置に強固に取付け、はしごと一体となって昇降する。

（2） 軽量にして荷重に十分耐えられるもの。

（3） はしごの落下防止のため、安全対策を講じる。

（4） 各部に使用する部材は、防錆性能良好なものを使用する。

21. 外部通話装置

（1） 左右の操作部付近に外部通話装置用の埋込型ボックスを設置する。

（2） 上記のボックス付近にスピーカーが埋込設置できるように台座及びパンチングプレートを取付ける。

22. 消防章(横須賀仕様 1 個)

（ア） アルミ合金製、クロムメッキとし、朱色丸形台座を設け取付ける。

23. 取付け金具

（1） おの、とび口、発動発電機等一式、可搬式送風機、ホースブリッジ、薬液用ポリタンク 2個、消火栓鍵、丸蓋消火栓開口具、筒先、消火器及び車輪止めを取付ける金具を設置する。

（2） その他、本市が指定するもの

24. 計器板一式

（1） 車両の左右対称の位置に操作員が見やすい位置に取付ける。

（2） 計器は原則として横並びとし、防水及び脱着に配意した構造とする。

25. 圧力計 片側 1 個

（1） 型式　　　丸縁型(JIS B7505)

（2） 性能耐熱、 耐振及び防滴型

（3） 直径　　　100mm

（4） 接続部形状 2 面取り

（5） 精度等級　 1.5 級

（6） 文字板　　白色、黒文字

（7） 最高目盛り 3.5MPa

（8） 位置　　　高発泡装置室側板

26. 連成計

（1） 型式　　　丸縁型(JIS B7505)

（2） 性能耐熱、 耐振及び防滴型

（3） 直径　　　100mm

（4） 接続部形状 2 面取り

（5） 精度等級　 1.5 級

（6） 文字板　　連成計の圧力部は黒文字、真空部は赤文字

（7） 最高目盛り 3.5MPa

（8） 位置　　　高発泡装置室側板

27. エンジン回転計

28. 高発泡装置室側板

29. スプレーヘッド圧力計

30. 混合液流量計 1 式

31. PTO アワーメーター

32. 高発泡排煙装置

高発泡排煙装置の諸元、性能及び構造は次のとおりとする。

（1） 高発泡排煙装置駆動部に油圧モーターを使用し、「正転」「逆転」及び速度調整を行い、高発泡と排煙を兼用できる装置であることとする。

（2） 送風排煙機は深田キディ製 OFS-1000と同等品以上とする。

（3） 最大風量は 1,000 ㎥/min 以上とする。

（4） 送風及び停止の状態が確認できるランプ表示等を行う。

（5） 車両最後部には、第一風管引出し用案内レール(固定枠)を設ける。

（6） ファンの駆動力は PTO からの動力を V ベルト等により伝達させること。

(7) プロペラファン及び整流板を設け、ケーシングによって一体構造とする。
(8) 動力伝達に伴う騒音、共振等の軽減を図ること。
(9) 各駆動部分には、危害防止措置を講じる。

33. 発泡装置

発泡装置は、先端発泡器、混合装置等で構成することとし、諸元、性能及び構造は次のとおりとする。

(1) 先端発泡器は、深田キディ製 HEG-400P・3 と同等品以上とする。
(2) 混合液吐出量 400L/min 以上ー 0.1MPa
(3) 泡吐出量 200 ㎥/min 以上
(4) 混合方式ラインプロポーショナー
(5) 混合比 2%～3%以下
(6) 発泡倍率 500 倍以上
(7) 発泡部は、地面又は車両後部に安定して設置できるものとし、受液口(呼称 65mm メス町野式)を設ける。
(8) 発泡部の噴霧ノズルは、発泡ネットに平均して噴霧できるように配置し、混合液が送風装置側の送風管に流れない構造とする。
(9) 泡混合装置は、深田キディ製 LP-400U・4 と同等品以上とする。
(10) 混合装置は、混合比の調整が容易なものとする。
(11) 原液タンク液量計を設ける。
(12) 風量計には、発泡条件に適合した風量を示す位置に銘板等を設ける。

34. 第一風管

(1) 深田キディ製 FD-10ー9-5 と同等品以上とする。
(2) 送風機接続用とし、送風機側口径 1,0m から 0.9m に縮小する 10m 風管(レジューサー兼ねる)とする。
(3) ポリエステルビニル製で防炎加工を施し、縫製部分は防水加工する。
(4) 軽量、耐熱性及び耐久性に優れ、変形しないものとする。
(5) 送泡送風管に接続可能な構造とする。

35. 送泡送風管(接続バンド含む)

深田キディ製 FD-9-5 と同等品以上とする。

(1) 口径 0.9m×長さ 10m 両端リング入り 5 本　口径 1.2m×口径 0.9 レジューサー1 本
(2) ポリエステルビニル製で防炎加工を施し、縫製部分は防水加工する。
(3) 軽量、耐熱性及び耐久性に優れ、変形しないものとする。
(4) 先端発泡装置に接続可能な構造とする。

36. 配管及びバルブ

各配管及びバルブ類の材質は、耐錆性に優れたものを使用する。

(1) 中継配管

ア. 中継配管は中継口から混合装置へ接続すること。
イ. 中継口は呼称 65mm とし、先端はストレーナ付きボールコック及び町野式メス金具とする。

ウ.　各コックにドレン装置を設ける。

工中継口は車両右側に 1 個設ける。

（2） 薬液配管

ア　管内に薬液が残らないよう、薬液槽から送液口に至るまで、下り勾配で配管する。

イ　配管にドレンバルブを設け、薬液の排出及び洗浄を容易にする。

ウ　薬液配管及び配管の直管部、エルボ、チーズ等常に薬液に接するバルブ類はステンレス製とする。

エ　混合液吐出口は呼称 65mm とし、ボールコック及び町野式オス金具とする。

（3）ドレン配管

高発泡装置及びすべての配管から完全に排水が可能な位置にドレンバルブを設け、排出水が車両各部にかからないように下方まで延長させる。

（4） 洗浄配管

他のポンプ車等から送水された水を用いてバルブ操作することで、薬液配管等を効果的に洗浄できること。'

37. 操作部・

（1） コック及びバルブ類は操作しやすい位置とする。

（2） 各計器類は整然と配置し、車両両側で操作可能とする。

38　薬液槽

（1） 容量は 150 ㍑×2 槽とする。

（2） 形状は密閉型で完全間仕切り 2 室とする。

（3） 板厚 3mm 以上の SUS316 とする。

（4） 使用後、残液しない構造とする。

（5） 蓋は開閉容易なものとする。

（6） 車両下部に薬液ドレンバルブを設ける。

（7） 薬液を携行缶等に取り出せるよう、車体両側面に配管及びバルブを設置し、耐薬液性のビニルホース(金具付き)を取付ける。

（8） 合成界面活性薬剤に対し、耐腐食性を有する構造とする。

第10　電装品取付関係

1. 配線関係

（1） 各電気配線は、各機器の起動電流等を考慮して十分容量のあるものを使用し、各種配管及び配線については、キャブチルトに支障のないよう施工する。

（2） 電気配線の接続は、圧着端子等により確実で堅固な固定を行う。

（3） 配線は確実に固定し、車体外部に露出する配線については、防水及び被覆保護のためビニールチューブ等を用いる。

（4） すべての配線貫通部は、配線保護のためゴムブッシング又はそれと同等品を取り付ける。車室内に AC100V 用コンセント(2 個口接地付)を設置すること。（取付場所は別途調整とする。） なお電源入力は、外部入力用コンセントと同一とすること。（詳細別途指示）

（5） 赤色警光灯及び無線機器等の特殊装品の電源関係は、ACC以上で通電すること。ただ

し、無線機のメモリー用電源についてはこの限りではない

2. スイッチ及びヒューズ関係

（1） ヒューズはブレードヒューズを使用し、ヒューズボックスは各装置別に取りまとめてボックスを設けるとともに、電装品ごとに名称及び容量を明記する。

（2） ヒューズ及びリレーには名称札をつける。

（3） 各種装置等を移設撤去した場合は、必要に応じて取付け穴を埋める他、補強及び防水措置を講じて仕上げる。既存の配線、スイッチ、ヒューズボックス等を移設する場合は、本市と協議して施工する。

（4） スイッチ形状は、機能が同じものは原則として統一する。

（5） スイッチ性能は、日本工業規格等に定める性能を満足する。

（6） 車両外装部に設置するスイッチは、防水仕様とする。

（7） 各スイッチの表示及び操作パネル等は、操作する者から見やすい位置及び向きに取り付ける。

（8） 各スイッチには、名称札を付ける。

3. 電装取付品

（1） LED 式赤色警光灯(スピーカー出力 50W 以上内蔵)

ア. 高さ 50mm(最大寸法)の台座(ブラケット可)を設け取付る。

イ. スイッチは電子サイレンアンプのスイッチ及び 10 連スイッチの 2 か所とする。

ウ. 無線関係に影響を及ぼさない構造とする。

（2） 電子サイレンアンプ(マイク、ブラケット各 2 個含む。)

ア. 警鐘音、サイレン音、音声警報発生回路及び増幅回路が装備されているもの

イ. 音声警報は車両の通行及び右、左折を音量調節機能付き警報できるものとし、音声内容は、別途指示する。

ウ. 上記ウの各音声作動は、次によるものとする。

（ア） 右左折れメッセージは、ウインカー連動とする。

（イ） 車両通過メッセージは、運転席及び助手席に設けたプッシュスイッチ及びアンプ本体のスイッチによるものとする。

（ウ） 交差点通過メッセージは、アンプ本体のスイッチによるものとする。

オ. 隊長用マイク及び後席用マイク

（ア） 隊長席ダッシュボードに、マイクブラケットを設ける。

（イ） 後席に、マイクジャック、マイクブラケットを設ける。

（ウ） その他の詳細については、別途調整する。

（3） 10 連スイッチボックス

ア. スイッチの配列(左側から)

電動サイレン・赤色警光灯・赤色点滅灯・ボックス灯・計器灯

送風機照明灯・サーチライト・PTO・はしご昇降・シャッター開

イ. 配線

はしご昇降・シャッター開・PTO の作動中にサイドブレーキを解除した場合には、表示灯が点滅し更に警報ブザーを鳴動させる。

ウ．　スイッチの誤押下防止に配意する。

(4)　 モーターサイレン(7 型ブラケット含む)

ア．　吹鳴音が車両前方に有効に拡がる位置に取り付ける。雨水等の影響を受けない取付及び防水措置を施す。

イ．　隊長席フロアー部にデットマンペダル 1 個を設け、赤色警光灯が点灯している場合のみ作動する構造とする。

ウ．　取付位置の詳細については、別途調整する。

(5)　 後退警報器

後退ギヤに連動し、警報音を鳴動させる。ON/OFF スイッチをキャブ内に設ける。

(6)　 LED 式赤色点滅灯(前後各 2 個、側面各 1 個)』

ア．　車両前後面に埋め込み式赤色点滅灯を取り付け、LED 赤色警光灯と連動させる。

イ．　機能を失わない範囲で、金属枠を取付ける。

(7)　 外部スピーカー(出力 50W 以上、1 個)

フレーム前方のクロスメンバー付近に、防水構造のものを取り付ける。サイレンアンプ及び CD プレーヤーと連動させる。

(8)　 室内灯一式

隊長席に支柱蛇管式スポットライト 1 個、キャビンの天井後方に LED 灯 1 個を取り付ける。

(9)　 機関員用フレキシブルマイク(フック付)

運転に支障とならない位置にマイクを取り付け、作動表示灯(緑)及び専用スイッチを設ける。

(10)　連動スイッチ

ア．　路肩灯及び標識灯はシャシスモールと連動とする。

イ．　ボックス内照明灯スイッチは、ボックス扉の開閉と連動して点灯する自動スイッチとする。

ウ．　その他については、別途協議とする。

(11)　灯火類　　　　　　　必要数

ア．　ボックス内照明灯必要数

イ．　エンジン部及び配管部照明灯 2 個

ウ．　送風機照明灯必要数

エ．　薬液計照明灯 2 個

オ．　各計器類照明灯必要数

カ．　標識灯(黄色) 各 1 個

(ア) 側面埋め込み式とする。

(イ) LED タイプとする。

キ．　路肩灯(A 型) 左右各 2 個

ク．　作業蛍光灯片側各 1 本　LEDタイプ

ケ．　後部作業灯 2 個(フラッシュボーイ X(伸縮式、落下防止チェーン付、専用予備球1個付き)

コ.　サーチライト　フラッシュボーイX（伸縮式、落下防止チェーン付、専用予備球1個付き）

（ア）両側面ルーフ上に各 1 式を取り付ける。

（イ）最大旋回時に、他のぎ装物と接触しないこと。

サ.　上記灯火類は可能な限りLEDとする。

シ.　機能を失わない範囲で、金属製保護枠を取り付ける。

（12）警報装置

駐車ブレーキが引かれていない状態で運転席ドアを開放した場合、十分な音量で警報音を発する構造とする。

第11　無線機等取付整備

1. 無線機の配線等については納車後に本市所有の無線機の取付工事を本市が実施するため、次のとおり行うこと。なお無線機の種類、アンテナ及び各ケーブルの線種等は別途指示する。

（1）　車外

ア.　無線用アンテナをルーフ上部の送受信の支障のない位置に取付け、無線機取付位置までアンテナケーブルを配線すること。

イ.　車外無線通話装置の取付位置を左右側面の前方シャッター内に設け、送受話器及び送受話器用ブラケットを新たに用意し、取り付けること（詳細は別途指示する）。

ウ.　車外無線機用スピーカー（防水タイプ）を左右側面の前方シャッター内の支障のない位置の設け、6芯ケーブルを無線機取付位置から配線すること。

エ.　6芯ケーブルを無線機取付位置から車外無線通話装置内まで配線すること。

オ.　各配線の端末は、線種を明記すること。

（2）　車内

ア. 無線機取付ブラケット用の架台を助手席側から操作が容易な位置のオーバーヘッドコンソール部分（以下「無線機取付位置」という）に設けること。なお、着座した状態で無線機の表示部分が確認できるよう設置すること。

イ. 無線送受話器を助手席付近及び後部座席付近の乗降車及び走行時において支障のない位置に送受話器及び送受話器用ブラケットを新たに用意し、取り付けること。取付位置等は別途協議とする。

ウ. 無線機用電源ケーブルは、「バッテリーからメインスイッチを介して無線機取付位置」、「バッテリーから ACC を介して無線機取付位置」まで配線すること。

エ. 無線用スピーカー（定格入力　5W以上、定格インピーダンス　8Ω）を後部座席の乗車等に支障のない位置に埋め込み式で設置し、ケーブルを無線機取付位置から配線すること。詳細は別途協議とする。

オ. 6芯ケーブルを「無線機取付位置から助手席足元」、「助手席足元から後部通話装置付近」まで配線すること。

カ. 室内からアンテナ取付け部を容易に点検できる構造とすること。

キ. アンテナケーブルは室内に露出しないよう内張り配線とし、無線機取り付け位置まで配線すること。なお内張り内でケーブルのばたつき音が生じる恐れがある場合は、フレキシ

ブルチューブ配管などで必要な処理をすること。

ク．　各ケーブル類は電圧の整合を図り、余長を持たせた長さとすること（余長の長さについては本市担当者と協議すること）。

ケ．各配線の端末は、線種を明記すること。

2.　車両動態管理装置（ＡＶＭ装置）の配線等については、納車後に本市所有の AVM 装置の取付工事を本市が実施するため、アンテナ等を新たに用意し次のとおり行うこと。なお、詳細は別途指示する。

（1）　GPSアンテナをルーフ上に取付け、車両INFTユニットの位置まで配線をすること。

（2）　FOMA アンテナをルーフ上に取り付け、モニタユニット付近まで配線すること。

（3）　各アンテナ線を車載端末装置関連機器位置まで配線し、端末には BNC コネクタを装着すること。各アンテナ線の余長は本市から指示するものとする。

（4）　液晶ディスプレイ取付け架台を運転に支障がなく、かつ助手席からの操作が容易な位置に設けること。

（5）　車載端末装置関連機器（車両 INTF ユニット、メンテナンスユニット（カバー含む）、モニタユニット、ネジ式ターミナル端子）の設置場所を確保するとともに、工具等を使用せず関連機器の工事・点検等が容易に行えるようにすること。

（6）　ネジ式ターミナル端子台には GPS 等に必要なエンジン ON 信号・バック信号・車速信号・ACC・I／G・アース・電源線（バッテリーからダイレクト配線とする）を設け、各配線を端子台まで配線すること。

（7）　車載端末関連機器設置位置に、資機材等を積載する恐れのある構造の場合は、関連機器を保護するための措置をすること。

（8）　配線端末には線種を明記すること。

（9）その他

上記に記載する配線もしくは表記等が困難な場合は、本市の確認を得るとともに変更内容について書面で提出する。・

第12　塗装、表示

1.　メッキを施す部分以外の金属部分は、金属の露出部分がないように全て塗装する。納入後 1 年以内に塗装、メッキ部分に甚だしい変色、き裂、剥離、浮上がり等が生じた場合は、再塗装又は再メッキをする。

2.　本車両の塗装等

（1）本車両の外観塗装全般（ホイール部分及びシャッター部分を除く）を、マンセル値7．5R 4／14とし、彩度にあっては14以上ならば可とする。

（2）収納ボックス内部等をマンセル値10GY7／4及び10GY8／4の近似色又は同等色のグリーンとすること。

（3）各スイッチ部には、表示プレートを取付けること。

3. 配管類

（1）薬液配管緑色

（2）空気配管白色

（3） 潤滑油配管黄色
（4） グリース配管茶色
（5） 燃料配管赤色
（6） 別の方法で配管を区別する時は、別途協議する。

4. 塗装要領

車両は十分錆落としの上、プライマリー、パテ、サフェーサにより下地処理を行い、十分乾燥させ、ハイソリッドウレタン塗料により3回以上の赤色塗装を行う。

5. その他の塗装

その他の色を塗装する場合は、素地調整を十分行ってから上塗りを行う。

6. メッキ施行(各操作レバー、標識灯ステー、放口フランジ部、その他必要な場所)

7. 注意表示

下開きボックス、ステップ等の使用時に車幅から突出する部分の縁に黄色蛍光テープを貼る。

8. 銘板

（1） スイッチ類
名称及び「入－切」又は「ON-OFF」等の表示をする。ただし、デッドマンペダルは除く。

（2） バルブ及びコック類
名称及び開閉方向を表示する。

（3） 車両下部のドレンバルブ取付付近に、水及び混合液ドレンは青色、薬液ドレンは緑色のマークを表示する。

（4） 固定装置
固定装置付近に、ロック位置を示すマークと、「ロック確認」等の表示をすること。詳細については別途調整する。

（5） ヒューズ取付部付近の確認しやすい位置に、名称及び容量表示を行う。

（6） 金属プレート、樹脂プレート等は、耐久性及び耐水性の高い材質を用いる。

9. 本車両の記入文字

（1） 文字は丸ゴシック体で全て左から右への横書きとする。
（2） 記載している文字の位置・大きさを基準とし、バランスよく表示すること。なお、車両の形状に応じて協議の上、調整を可能とする。詳細については別途指示とする。
（3） 添付している文字記入位置は、記入位置を参考にするものであり、車両及び資機材等を限定するものではない。
（4） 記入文字等の変更または不要となった場合は、速やかに受注者へ通知する。

記入文字	記入位置	色別	1文字の大きさ 縦(㎜)×横(㎜)
横須賀市消防局	①	白	110×110
長浦	②	白	80×80
長浦	標識灯	黒	別途指示
車両番号 （別途指示）	③	白	80×60

補助金充当元 （別途指示）	別途指示

第13　ぎ装及び取付品け品

1.　別表1のとおり

第14　付属品、予備品

1.　別表2のとおり

第15　検査

1.　検査申請

検査を受ける10日前までに、別添様式により申請する。

2.　検査立会人

営業担当、技術(設計)担当及び工程管理責任者各1名以上とする。

3.　検査結果

検査における指示事項等は、立会人が記録し検査員に書面で提出する。

4.　社内検査

請負者は、本市が行う中間・完成検査の前に社内検査を実施し、検査結果を提出する。

5.　中間検査

（1）実施時期

本市と請負者が協議のうえ、適当な時期に中間検査を実施する。

（2）検査項目'

中間検査における指摘事項に対する履行状況を確認と、仕様書及び承認図書等

ア.　仕様書、承認図書及び打合せ事項に基づく、実測、目視及び操作による確認

イ.　シャシ全般の型式、寸法等

ウ.　キャブ内のぎ装

エ.　高発泡装置関係

オ. 各部の配線、積載品取付状況

カ. 重量測定、転覆角度、悪路走行、登坂走行検査

キ. その他、必要箇所

6.完成検査

(1) 実施時期

本市と請負者が協議のうえ決定した時期に完成検査を実施する。

(2) 検査項目

中間検査における指摘事項に対する履行状況確認と、仕様書及び承認図書等に基づく、実測、目視及び操作による確認

ア. シャシ取付計器類の作動状況

イ. キャブ内ぎ装仕上がり状況

ウ. PTO 作動状況

エ. ぎ装品等の取付状況

オ. 塗装、表示仕上がり状況

カ. 電装品作動状況

キ. 高発泡装置及び計器類作動状況

ク. その他、必要箇所

7. 完了検査

完成検査における指摘事項の補修完了後、消防局において検査を行う。

第16 補足

車両取付品等において同等以上の性能を有するものを備える場合は、本市と協議をし、承認を得ること。

横須賀市消防局 消防・救急課 装備係 三橋

電話046−821−6479

別表1　ぎ装及び取付け品、取付け装置　高発泡車　№1

番号	品名	適用	数量
1	ダブルキャブ消防用シャシ	仕様書第 8 車両、第 6 一般仕様、第 7 特別仕様のとおり	1　式
2	板金施工(ボックス、シャッター等)	仕様書第 8 のとおり	1　式
3	キヤブぎ装	仕様書第 9 ぎ装 1～13 のとおり	1　式
4	ルーフぎ装	仕様書第 9 ぎ装 14～15 のとおり	1　式
5	配管、バルブ	仕様書第 9 ぎ装 16～19、36～37 のとおり	1　式
6	はしご架台	仕様書第 9 ぎ装 20 のとおり	1　式
7	計器類	仕様書第 9 ぎ装 24～31 のとおり	1　式
8	固定式送風装置	OFS1000 同等可	1　式
9	先端高発泡器	HEG-400P・3 同等可	1　式
10	泡混合器	LP-400U・4 同等可	1　式
11	第 1 風管	仕様書第 9 ぎ装 34 のとおり	1　式
12	送泡送風管	仕様書第 9 ぎ装 35 のとおり	1　式
13	薬液槽	仕様書第 9 ぎ装 38 のとおり	1　式
14	電装品取付関係	仕様書第 10 電装品取付関係 1、2 のとおり	1　式
15	LED 式赤色警光灯	仕様書第 10 電装品取付関係 3(1)のとおり	1　式
16	電子サイレンアンプ	仕様書第 10 電装品取付関係 3(2)のとおり	1　式
17	10 連スイッチボックス	仕様書第 10 電装品取付関係 3(3)のとおり	1　式
18	モーターサイレン 7 型	仕様書第 10 電装品取付関係 3(4)のとおり	1　個
19	後退警報器	仕様書第 10 電装品取付関係 3(5)のとおり	1　式
20	LED 式赤色点滅灯	仕様書第 10 電装品取付関係 3(6)のとおり	1　式
21	外部スピーカー	仕様書第 10 電装品取付関係 3(7)のとおり	1　式
22	室内灯	仕様書第 10 電装品取付関係 3(8>のとおり	1　式
23	フレキシブルマイク	仕様書第 10 電装品取付関係 3(9)のとおり	1　式
24	連動スイッチ	仕様書第 10 電装品取付関係 3(10)のとおり	1　式
25	灯火類	仕様書第 10 電装品取付関係 3(11)のとおり	1　式
26	警報装置	仕様書第 10 電装品取付関係 3(12)のとおり	1　式
27	無線機等取付整備	仕様書第 11 のとおり	1　式
28	塗装、表示	仕様書第 12 のとおり	1　式

別表2　　　　　　　　積載品・付属品　　　　　　高発泡車　№2

番号	品名	適用	数量
1	とび口	2 本(1,100mm/1,800mm)カバー付き	2　本
2	二連はしご	ピカコーポレーション製特 2ALF-72 同等品可 全長 7,280mm、アルミニウム合金製	1　基
3	消火器	ABC 粉末式、6kg 自動車用、赤色カバー付	1　本
4	消防用ホース	65㎜×20m(プロファイターAルミ、1．6Mpa対応、ホース保護具の色及び記入文字については別途指示)	5　本
5	媒介金具	40ミリ差込オス×65ミリ差込メス(アルミ製)	1　個
		40ミリ差込オス×50ミリ差込メス(アルミ製)	1　個
		65㎜差込オス×50㎜差込メス(アルミ製)	1　個
		50㎜差込オス×65㎜差込メス(アルミ製)	1　個
6	ホース延長用資機材	ホースキャリーバック(WTA-01)	2　式
7	照明器具等	発動発電機　　標準付属品を含む一式 WTA－04(LED 式、ON／OFFスイッチ付)	1　式
8	おの	850 ㎜、黄色反射テープ付	1　式
9	ハンドライト	ファイヤーバルカン LED(071FX)	2　式
10	可搬式送風機	日本製エンジン駆動式でキャスター付きとし、送風量 350 ㎥/min 以上とする。 送泡送風管に接続可能な器具を取り付けること。	1　式
11	消火栓開閉金具	106型	1　式
12	防火水槽開閉金具		2　本
13	空気呼吸器	AM30[横須賀モデル](CS)(携帯警報機スーパーパスⅡ、収納ケース、カバーグラス、面体保護カバー、面体収納袋付き)	3　基
14	空気呼吸器ボンベ	730CⅡZ(F－265刻印、ボンベ用保護上下カバー付き)	6　本
15	耐熱用防火服	KA―2014AR横須賀仕様　収納バック付	2　着
16	救助用ロープ	30m(φ12mm ナイロンロープ)	1　本
17	ホースブリッジ	スーパーL	2　枚
18	ホースバンテージ	ホース搬送用把手付	3　枚
19	携帯電話用充電器	FOMA 用(12/24Ⅴ兼用)	1　式
20	GPSナビゲーションシステム	ＣＮ－ＧＰ７３７ＶＤ（同等可）	1　式
21	ガス検知器	GX－2009(イソブタン対応)(横須賀仕様)	1　式
22	電気メガホン	TS－523R(ウエストホルダー付き)	1　個

<table>
<tr><td>23</td><td>誘導棒</td><td>LED式</td><td>1　個</td></tr>
<tr><td>24</td><td>救命胴衣</td><td>小型船舶用救命胴衣C－2型</td><td>4　着</td></tr>
<tr><td>25</td><td>非常信号灯</td><td>発炎筒</td><td>1　式</td></tr>
<tr><td rowspan="3">26</td><td rowspan="3">付属工具一式</td><td>二色信号灯(大型・電池付・肩掛けベルト付)</td><td rowspan="3">1　式</td></tr>
<tr><td>停止表示器</td></tr>
<tr><td>工具(モンキーレンチ、ペンチ、＋ードライバー)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">27</td><td rowspan="3">フロアマット及びゴムマット</td><td>金属製工具箱</td><td rowspan="3">1　式</td></tr>
<tr><td>タイヤ空気圧ゲージ(ダイヤル式)</td></tr>
<tr><td>純正品</td></tr>
<tr><td>28</td><td>タイヤチェーン</td><td></td><td>1　式</td></tr>
<tr><td>29</td><td>延長マイクコード(10m 両端ジャック付き)</td><td></td><td>1　本</td></tr>
<tr><td>30</td><td>バルブ使用球</td><td></td><td>2　式</td></tr>
<tr><td>31</td><td>ヒューズ</td><td>ヒューズ適応する形状、容量ごとに</td><td>3　式</td></tr>
<tr><td>32</td><td>エレメント及びオイル</td><td>エンジン、デブ、ミッションオイル及びエレメントは新車点検時に無償交換する。</td><td>1　式</td></tr>
<tr><td>33</td><td>補修用ペイント</td><td>使用塗料別(各1缶)</td><td>1　式</td></tr>
<tr><td>34</td><td>泥よけ</td><td></td><td>1　式</td></tr>
<tr><td>35</td><td>車輪止</td><td></td><td>2　個</td></tr>
</table>

※　別表1～2において同等以上の性能を有するものを備える場合は、本市と協議をし、承認を得ること。